

一般借受宿舎について、設置期限が定められていて、職員の退去時点で新たな入居者が見込めない場合の取扱いを定めることなどにより、未入居となる期間を短縮するよう改善させたもの

節減できた借上費(支出) 6 0 5 7 万円

1 一般借受宿舎の概要

(1) 一般借受宿舎の概要

防衛省は、防衛省に所属する職員に貸与する目的で設置された国家公務員宿舎を統合幕僚監部、陸上、海上、航空各自衛隊の各部隊、技術研究本部等の各機関（以下、これらを合わせて「部隊等」という。）ごとに維持管理している。そして、国家公務員宿舎には、国が建設等により設置した宿舎（以下「国設宿舎」という。）のほか、国設宿舎の不足を補うなどのために、民間の賃貸住宅を借り受けることにより設置した宿舎（以下「一般借受宿舎」という。）等がある。

(2) 一般借受宿舎の設置及び廃止に係る手続

一般借受宿舎の設置及び廃止に係る手続は、おおむね、次のとおりとなっている。

- ① 一般借受宿舎を設置する場合、部隊等が方面総監部等の上級部隊を通じるなどして、契約事務を担当する防衛局等に賃貸借契約の締結の依頼を行い、依頼を受けた防衛局等は、家主と賃貸借契約を締結する。
- ② 一般借受宿舎を廃止する場合、部隊等が廃止の予定時期を定め、家主と廃止に係る調整等を行った後、上級部隊を通じるなどして、防衛局等に賃貸借契約の解除についての依頼書等を提出する。依頼書等の提出は、原則として廃止の40日前までに行うこととなっており、提出を受けた防衛局等は、家主との賃貸借契約を解除する。

(3) 国家公務員宿舎の削減計画

財務省が設置した「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」は、平成23年12月に、国家公務員宿舎は真に公務に必要なものに限定し、今後5年を目途に5.6万戸程度の宿舎の削減を行うこととした「国家公務員宿舎の削減計画」を公表した。その後、財務省は、24年11月に、上記の削減幅を達成するなどとした「「国家公務員宿舎の削減計画」に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて」（以下、これらをまとめて「削減計画等」という。）を公表した。

防衛省は、削減計画等に基づき、部隊等が維持管理している一般借受宿舎約5,100戸のうち約1,600戸を、それぞれ廃止の期限を定めて削減することとしている。

2 検査の結果

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(1) 削減計画等に基づき廃止されるなどした一般借受宿舎について

削減計画等に基づき廃止されるなどした一般借受宿舎について、職員が退去してから廃止されるまで、3か月から22か月までの間未入居のまま借り続けていた事態が、9部隊等で計104戸(未入居の期間に係る借上費計6168万余円)見受けられた。

これらの一般借受宿舎を未入居のまま借り続けていたのは、部隊等において、次回の人事異動の際に入居する可能性があるなどのためとしていたが、これらの宿舎には、設置期限が定められているため、新たに職員が入居することはなかった。したがって、部隊等は、職員の退去時点で新たな入居者が見込めない場合は、速やかに各戸ごとに廃止に係る手続を開始し、未入居となる期間を短

縮すべきであったと認められた。そして、前記のとおり、賃貸借契約の解除についての依頼書等の提出は原則として廃止の40日前までに行うこととなっていることなどから、廃止に係る手続に要する期間として2か月程度を考慮しても、上記の104戸に係る借上費を計4733万余円節減できたと認められた。

(注1) 9部隊等 陸上自衛隊仙台、市ヶ谷、横浜、目達原各駐屯地、海上自衛隊東京業務隊、航空自衛隊十条、入間両基地、同知念分屯基地、技術研究本部

(2) 一時的に設置された一般借受宿舎について

国設宿舎の建替えに伴う一時的な不足分を補うなどのために設置した一般借受宿舎について、職員が退去してから廃止されるまで、3か月から10か月までの間未入居のまま宿舎を借り続けていた事態が、4部隊等で計24戸^(注2)(未入居の期間に係る借上費計1090万余円)見受けられた。

これらの一般借受宿舎についても、(1)と同様に速やかに廃止に係る手続を開始し、未入居となる期間を短縮すべきであったと認められ、この手続に要する期間として2か月程度を考慮しても、上記の24戸に係る借上費を計732万余円節減できたと認められた。

(注2) 4部隊等 統合幕僚監部、陸上自衛隊仙台、豊川、福知山各駐屯地

(3) 廃止に係る手続に長期間を要した一般借受宿舎について

職員が退去してから速やかに廃止することとしていた一般借受宿舎について、家主が長期間入院するなどしていて解約の同意書が得られなかったことなどから、防衛局等への依頼書等の提出に期間を要し、その結果、職員が退去してから廃止されるまで、5か月から35か月までの間未入居のまま借り続けていた事態が、2部隊等^(注3)で計14戸(未入居の期間に係る借上費計826万余円)見受けられた。

これらの一般借受宿舎の賃貸借契約書によれば、賃貸借期間中、賃貸借物件を使用する必要がなくなったときは、家主に対して、いつでも解約の申入れをすることができ、その場合において、賃貸借契約は、解約の申入れ後30日を経過した日に終了することとされている。したがって、部隊等が上級部隊や防衛局等と調整して廃止に係る手続を行う方策を検討して、速やかに廃止に係る手続を開始し、未入居となる期間を短縮すべきであったと認められ、この手続に要する期間として、(1)と同様に2か月程度を考慮しても、上記の14戸に係る借上費を計592万余円節減できたと認められた。

(注3) 2部隊等 陸上自衛隊目達原、国分両駐屯地

このように、一般借受宿舎について、設置期限が定められていて、新たな入居者が見込めないにもかかわらず職員の退去後も借り続けたり、廃止に係る手続に長期間を要したりしたため、未入居の期間に係る借上費を支払っている事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、防衛省は、26年9月に一般借受宿舎の廃止に係る手続についての通知を発して、職員が退去してから廃止されるまでの未入居となる期間を短縮するよう、次のような処置を講じた。

ア 未入居となる期間についても、一般借受宿舎に係る借上費が生じることに留意するよう、部隊等に周知した。

イ 設置期限が定められている一般借受宿舎について、職員の退去時点で新たな入居者が見込めない場合、原則として廃止するよう、部隊等に周知した。

ウ 廃止に係る手続を速やかに行うことができないなどの場合、上級部隊や防衛局等と調整して解決を図ることとするよう、部隊等に周知した。